

一般社団法人 宮城県警備業協会  
 〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号  
 Tel. 022-371-0310 FAX 022-773-6466  
 info@mssa.jp  
 http://www.mssa.jp



令和 7 年 5 月 2 9 日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

## 「熱中症予防管理者労働衛生教育講習」（主催（公社）労働基準協会当協会）について（お知らせ）

令和 7 年 6 月 1 日から、熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策が強化され、労働安全衛生規則第 612 条の 2 が施行されます。

基本的な考え方は「見つける⇒判断する⇒対処する」です。現場では、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処し、重篤化を防止するため、「体制の整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務付けられました。

### <熱中症対策の基本は予防です！>

「令和 7 年度 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱（令和 7 年 2 月 28 日制定）」では、熱中症予防に係る責任体制の確立を図ることとし、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、熱中症予防管理者労働衛生教育（3.5 時間）を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、所定の業務を実施することとしています。

（公社）労働基準協会当協会では、産業医資格を有する専門医及び現場を知る労働衛生専門家を講師陣として、「熱中症予防管理者教育」実施します。詳しくは（公社）労働基準協会当協会のホームページでご確認下さい。<https://www.rouki.or.jp/pages/226/>

**公益社団法人 宮城労働基準協会**

**教育のご案内** (仙台支部に本会場・その他の各支部にサテライト会場を設けてハイブリッド開催)

## 熱中症予防管理者 教育

作業場、現場での熱中症の早期発見や重篤化を防ぐための対策として、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者義務づけられました(安衛則第612条の2)。早期発見や重篤化を防ぐ対策を怠ると事業者に罰則が科せられます。

熱中症予防管理者は、「平成7年度STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施要綱(令和7年2月28日制定)」において、熱中症予防の管理体制を確立するうえで、選任と業務の実施を定め、労働基準行政では別添のチェックリストを配布しながら、今般の改正事項を含めた各種対策の実施確認を呼びかけています。

この熱中症予防管理者には、次の教育研修の実施が求められ、関係労働者に対する教育も必要となります。

職場での熱中症対策が義務化され、違反した場合には6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることが労働安全衛生規則の改正により、本年6月1日から施行となります。

本教育は、熱中症予防管理者として必要な知識と実務について、専門的な医師及び現場を知る労働衛生専門家を講師陣として、講義式で習得し、実施要綱に定める管理業務を適切に実施できる管理者の育成を目的として開催するものです。

### 1 開催日時・開催場所

仙台支部を本会場として、次の5回にわたって開催  
 開催時間: いずれも13:30~17:30  
 令和7年6月23日(月) 本会場のみ  
 令和7年7月9日(水) 本会場とサテライト会場(塩釜・気仙沼・瀬峰支部 3会場)  
 令和7年7月14日(月) 本会場とサテライト会場(塩釜・瀬峰支部 2会場)  
 令和7年7月18日(金) 本会場とサテライト会場(大河原・気仙沼支部 2会場)  
 令和7年7月25日(金) 本会場とサテライト会場(石巻・瀬峰支部 2会場)

詳細はホームページでご確認ください。  
<https://www.rouki.or.jp/>

### 2 講習科目及び時間

	科 目	時 間
I	熱中症の症状	0.5時間
II	熱中症の予防方法	2.5時間
III	緊急時の救急措置	0.25時間
IV	熱中症の事例	0.25時間

### 4 講習料

当協会 会員 8,800円 【受講料7,260円・送料代1,540円】 (10%消費税含む)  
 (10%対象 税抜額 8,000円 消費税額 800円)  
 一般 9,900円 【受講料8,360円・送料代1,540円】 (10%消費税含む)  
 (10%対象 税抜額 9,000円 消費税額 900円)

### 5 申込開始・定員

令和7年6月2日(月) 9:30より受付開始  
 定員 本会場80名(先着順)+サテライト会場(会場ごとに異なります。)  
 締切日: 開催日ごとに異なります。(ホームページでご確認ください。)

### 6 申込方法

① 申込書をFAXにて送信してください。(FAXのない方は郵送してください。)  
 ② 申込書が届き次第、『請求書(講習料のご案内について)』をFAXにてお知らせします。(FAXのない方は郵送いたします。)  
 ☆講習料のお支払方法は、『口座振込』のみとなります。振込手数料はご負担願います。  
 ③ ご入金を確認後、受講票をお送りいたします。(テキストは当日渡し)  
 ☆申し込み後の取り消し又は受講者の都合で欠席した場合は、受講料の返金はいたしません。ご了承の上、お申込みください。

### 7 申込み先

本会場への参加申込  
 公益社団法人 宮城労働基準協会仙台支部 FAX 022-262-2123  
 サテライト会場への参加申込(それぞれの開催支部へ)  
 公益社団法人 宮城労働基準協会塩釜支部 FAX 022-365-8272  
 同 上 石巻支部 FAX 0225-22-0022  
 同 上 大河原支部 FAX 0224-53-2088  
 同 上 気仙沼支部 FAX 0226-22-3567  
 同 上 瀬峰支部 FAX 0228-38-2140

詳細はホームページでご確認ください。 <https://www.rouki.or.jp/>

全科目を修了された方には、  
**「熱中症予防管理者教育 修了証」**を即日交付します。

☆遅刻は、いかなる理由があっても認めることができませんので時間厳守をお願いします。  
 なお、遅刻された方は欠席扱いとなり受講できませんのでご注意ください。  
 ☆本会場に駐車場・駐輪場はありませんので、乗用車・バイク・自転車等の利用はご遠慮ください。  
 ☆昼食は各自ご準備ください。

## 熱中症予防管理者研修 申込書

★申込締切日★  
 月 日 ( )  
 ※但し、定員になり次第締め切ります。

◆受講者情報記入欄(\*印欄は記入しないで下さい)★名前(漢字)は正確にご記入下さい

受講番号	受講者氏名	生年月日	現住所 (県名のみ)
*	フリガナ	昭和・平成 年 月 日	
*	フリガナ	昭和・平成 年 月 日	
*	フリガナ	昭和・平成 年 月 日	

◆申込事業場情報記入欄

所属事業場名	フリガナ
所在地	〒 -
連絡担当部署名	連絡担当者名 (受講票送付先)
電話番号	FAX番号
いずれかを○で囲んで下さい⇒	当協会会員 ・ 一般 ・ 不明

◆講習料

区分	内 訳	金額	人数	計
会員	受講料7,260円・テキスト代1,540円 (10%対象、税抜額8,000円・消費税額800円)	8,800円	名	円
一般	受講料8,360円・テキスト代1,540円 (10%対象、税抜額9,000円・消費税額900円)	9,900円	名	円
合計金額				円

申込日 年 月 日  
 公益社団法人 宮城労働基準協会 殿  
 ※ご記入いただいた個人情報は、修了証の交付のために利用させていただきます。  
 受講会場ごとに申込先FAX番号が異なりますので、ご確認の上お申込みください。  
 ▼申込み後の取消し又は受講者の都合で欠席した場合は、講習料の返金はいたしません。

### 参考 労働安全衛生規則の一部改正省令の概要

#### 改正の趣旨

職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和6年における休業4日以上の死傷災害は、1,195人と調査開始以来最多となっている。特に、死亡災害については、3年連続で30人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にあるなど、その対策が重要となっている。熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせまいよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定を設けるものである。

#### 改正の概要

1 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずべき体制整備と関係業者への周知  
 事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者が当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならないこととしたこと。

2 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずべき措置の実施手順の作成と関係業者への周知  
 事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知させなければならないこととしたこと。

#### 根拠条文

(労働安全衛生法第22条第2号、第27条第1項 罰則第119条)

### 令和7年度STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施要綱(令和7年2月28日制定)(抜粋)

#### 労働衛生管理体制の確立(要綱10の(1)のキ)

事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。  
 現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、熱中症予防管理者教育(3.5時間)を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者の中から、熱中症予防管理者を選任し、次の熱中症予防管理者の業務について教育を行う。

#### 熱中症予防管理者等の業務(要綱10の(2)のク)

- 作業に応じて、適用すべきWBGT基準値を決定し、併せて衣類に關し暑さ指数(WBGT)に加えるべき着衣補正値の有無を確認する。
- 暑さ指数(EBGT)の低減対策の実施状況を確認する。
- 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行う必要がある。
- 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。
- 作業の場所の暑さ指数(WBGT)の把握と結果の評価を行う。評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。
- 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。
- 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。
- 退勤後に体調が悪化する等について注意喚起する。

令和7年度の熱中症予防対策として、  
**熱中症予防管理者教育を受講した人を熱中症予防管理者に選任し、その業務を適切に実施しましょう!**